

令和7年度 船橋市立湊中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資するため、生徒が自主的に行う生徒総会での決議等の生徒活動に対する支援を行う。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動を行う。

② いじめの早期発見のための措置

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する調査を実施するとともに、必要な措置を講ずる。
- ・ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・ いじめ防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・ いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策推進委員会」を設置する。

<構 成 員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任、S C、道徳主任

<活動内容>

本委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等に取り組み、学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担う。

<設置期間>

本委員会は、常設の機関とする。

② いじめに対する措置

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また、傍観者についても事実の確認をし、必要に応じて指導を行う。
- ・ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・ いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 令和7年度 年間計画

月	主 な 行 事	いじめ防止にかかわる取り組み
4	○ 始業式 ○ 入学式 ○ 保護者会 ○ 前期学級組織づくり ○ 家庭訪問（自宅確認）	○ 儀式への参加を通し、学校における所属感を味わう（始業式・入学式） ○ いじめの定義についての説明（学級活動・道徳） ○ 学級における存在感を味わう（学級活動） ○ 好ましい人間関係づくり（学級活動） ○ 学習規範の確立（教科指導） ○ 目標を持った活動（部活動） ○ 保護者との連携（家庭訪問・自宅確認）
5	○ 授業参観・部活動保護者会 ○ 1年、校外学習 ○ 2年、林間学校 ○ 3年、修学旅行	○ わかりやすい授業の工夫、子どもの様子を保護者に知ってもらう（授業参観） ○ 学級や班の人間関係を深める（旅行的行事） ○ 学級や班の人間関係を深める（旅行的行事） ○ 学級や班の人間関係を深める（旅行的行事）
6	○ 生徒総会 ◎ いじめについてのアンケート調査 ○ 壮行会	○ より良い学校生活を考える。いじめ防止決議（生徒総会・学級活動） ○ いじめについての実態調査を行う（アンケート調査） ○ 頑張っている人をみんなで応援する（壮行会）
7	○ 1・2年教育相談 ○ 3年三者面談 ○ 1・2年三者面談 ○ 夏季休業	○ 生徒一人ひとりの悩みを聴く（教育相談） ○ 保護者と協力して生徒の成長を支援する（三者面談） ○ 保護者と協力して生徒の成長を支援する（三者面談） ○ 目標を持った活動（部活動）
8	○ 夏季休業	○ 目標を持った活動（部活動）
9	○ 体育祭	○ 行事を通して学級での有用感を味わう（体育祭）
10	○ 後期学級組織づくり ○ 潮香祭	○ 学級における存在感を味わう（学級活動） ○ 行事を通して学級での有用感を味わう（潮香祭）
11	○ 授業参観・バザー ◎ いじめについてのアンケート調査	○ わかりやすい授業の工夫、子どもの様子を保護者に知ってもらう（授業参観） ○ いじめについての実態調査を行う（アンケート調査）
12	○ 2年職業体験 ○ 教育相談 ○ 学校評価の実施	○ 働く人の喜びや苦勞を知る（職業体験） ○ 生徒一人ひとりの悩みを聴く（教育相談） ○ 教育活動について振り返る（学校評価の実施）

月	主 な 行 事	いじめ防止にかかわる取り組み
1	○ 学校評価の検討	○ 職員で教育活動を振り返る（学校評価の検討）
2	○ 今年度の反省と来年度の方針検討 ◎ いじめについてのアンケート調査	○ 職員の組織で今年度の学校評価の結果をもとに、来年度に向けての活動を確認 する（今年度の反省と来年度の方針の検討） ○ いじめについての実態調査を行う（アンケート調査）
3	○ 3年生を送る会 ○ 卒業式 ○ 1・2年保護者会 ○ 修了式	○ 3年生のために活動し、存在感を味わう（3年生を送る会） ○ 儀式への参加を通し、学校における所属感を味わう（卒業式） ○ 保護者との連携（保護者会） ○ 進級に向けての心構えを作る（修了式）

4 いじめ相談・通報連絡先

船橋市立湊中学校 椎名 薫（生徒指導主事）

〒273-0015 船橋市日の出1-1-2

電話 047（431）5986

FAX 047（431）5987

Eメールアドレス minato-j@ks.funabashi.ed.jp